

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号 (8月6日)

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員 の指名	4
報告第7号・質疑	4
議案上程・提案理由説明・討論・採決(議案第31号)	4
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	7
閉 会	7

川南町告示第66号

平成24年第3回(8月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成24年8月1日

川南町長 日高昭彦

- 1 期日 平成24年8月6日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	中津克司君	2番	河野幸夫君
3番	濱本義則君	4番	川上昇君
5番	林光政君	6番	川越忠明君
7番	内藤逸子君	8番	児玉助壽君
9番	米山知子君	10番	税田榮君
11番	徳弘美津子君	12番	竹本修君
13番	山下壽君		

○ 不応招議員(なし)

平成24年第3回(8月)川南町議会臨時会会議録

平成24年8月6日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

平成24年8月6日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(内藤 逸子・児玉 助壽)
- 日程第4 報告第 7号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第5 議案第31号 平成24年度川南町屋根付多目的運動場建築主体工事請負契約
の締結について
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 一二六 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君		

午前9時00分開会

○議長（山下 壽君） おはようございます。ただいまから平成24年第3回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月出納検査並びに定期監査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。以上で報告を終わります。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日一日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。従って、会期は本日一日間とすることに決定しました。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、内藤逸子君及び児玉助壽君を指名します。

日程第4、報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を議題とします。朗読は省略します。

本件について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 提案理由の説明を申し上げます。

報告第7号は、町が管理する町道の瑕疵に起因した自動車破損事故による、和解契約の締結及び損害賠償額の決定について、「地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において、専決処分することができる事項の指定について（平成2年議員発議第1号）」の定めにより専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

○議長（山下 壽君） ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 質疑なしと認めます。これで、質疑をおわります。

以上で、報告を終わります。

日程第5 議案第31号「平成24年度川南町屋根付多目的運動場建築主体工事請負契約の締結について」を議題とします。朗読は省略します。

本議案について、提出者の報告を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議案第31号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

す。この議案は、「平成24年度川南町屋根付多目的運動場建築主体工事請負契約を締結」するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時06分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩以前に引き続き会議を続行します。

議案第31号「平成24年度川南町屋根付多目的運動場建築主体工事請負契約の締結について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(児玉 助壽君) これは、口蹄疫復興のファンド事業じゃがよ。これは、どこの口蹄疫復興の事業になっとつとですか。入札をみると、これは、主体の部分は坂崎建設が落札しとるけんど。横道にそれるかもしれんど、俺は、一体ととして見とるとやがこのファンド事業は、この電気の場合は、高鍋の親和電気というところが落しとるとやがよ、西都・児湯で全部このファンド事業やってるとやがよ。西都でも2億か3億のファンド事業をやっていて、高鍋も八十八ヶ所でファンド事業をやってるが、都農は道の駅か。西米良、木城もそれぞれやっておると思うけんどんよ。おそらく俺は、地元の復興事業じゃかいよ、いろいろあるけんど、町外の業者は、参入させとらんと思うっちゃがよ。どこの復興事業かわかんちゃがよ。執行部にきいたら町の入札基準でやってる言いいよけんどんよ。この5,000万円以上の契約の場合は、地方自治法の施行令で定めてるわね。5,000万円以上の契約の場合は、議会の議決を得なければならんていうのを。ところが、こっちは入とらんかいよ、議案となつてないけんどんよ、こんげなつを隠すために議案として上げてないやないね。本来なら一体事業やかいよ、議案として上げて議会に公開せないかんとやねえね。議会は、だれもこんなのは知らんよ。町外の業者が落札しとるといのは。これは、副町長の責任の範囲の金額やね。指名の、統括責任は副町長にならせんね。町の条例じゃ、副町長に、なつとるごつあるがよ。ちがうと。なつとるよ。まあ、わからんごつなてるからもうええけんどんよ。5名以上になつとるわね。地方自治法では、入札の、町の基準じゃ。でん、自治法じゃ定められとらんよね。裁量権を与えておるわけやが、自治法で、指名の何は。制約しとらん法律で。ち言うことは、基準は変えられるわけよ。去年の9月の議会で、福寿園の入札の件で言うたとやが、時限を設けて、俺は基準を変えるべきじゃねえかて町長に言うたちゃけんど、いろいろ検討するようなことは言うとるけんど、全然検討しとらんがよ。入札の価格が、最低制限価格が20%、最低制限価格の限りなく近い19%で落札しとるがよ、この前の何のときも、最低制限価格ばっちりの15%やったつかい。民間やかい

15%、あの時は、20%近くで入札しとる大岩建設が失格になつとるとやがよ。これ見ると、入札情報が漏れとるとやねか知らんと思うとやがよ。あんまり立派に数字が合いすぎちよるがよ。これは、問題、調査も必要じゃねえとね。こんげなこつしよつたら地元の業者は、倒れてしまうよ。基準は、変えられるとやかい。何で変えんとですか、基準を。特例でできつとやろ、地方自治法で定めとらんとやかい。裁量権を与えとつとや町に。自治体がおかれてる状況、環境状況でよ、変えるごつ裁量権を与えとつとやかい。ちゃんとそういう裁量権というものを利用して基準を変えて、町内業者を保護していくような、何をせんかつたら。口蹄疫で町内業者は、ダメージを受けとるわけやがね。町外に出られんかつたわけやかい。回復するために分離して発注しとるわけやがね。分離して発注してるのが何の役にもたつとらんがね。町長、こんげなやり方しよつたら町内業者から総スキャン食らうよ。協力するもんが、おらんなるよ。この前も伊倉をボランティアで建設業者などにさせとつたが、かかり合うもんがおらんなるよ。こんげなこつしよつと・・・。

○議長(山下 壽君) 児玉議員これは、議案第31号に対しての質問ですから。

○議員(児玉 助壽君) 議長、それは、分かってる。分かってるけど、これは、質問することできんよ。今、これを正しておかんと。今正しておかんと、1年後、2年後風化してよ。

○議長(山下 壽君) 児玉議員、議題ではないから正すわけいかんとですよ。この議会で、申し訳ないけど。

○議員(児玉 助壽君) これは、おかしい。これは、反対しようがねつちやがね。入札で決まっちゃよとやかい。専決処分と一緒にやとやがね。

○議長(山下 壽君) 予算を認めた時点で、これは入札の規定にのつとつてやっっているわけですから。

○議員(児玉 助壽君) 俺は、取組む姿勢を言いよつと。この口蹄疫の事業の取組む姿勢を。これは予算は、専決処分と一緒にやかい。これは、ファンド事業やがね。

○議長(山下 壽君) 児玉議員ちょっと座ってください。

○町長(日高 昭彦君) 只今のご指摘でございますが、基本的に地元の業者を優先にすることは当然、第一に大事なことだと考えています。例えば、木城町であるとか都農町の入札にも川南町として入札に参加させていただいております。そこで、取ることもやっておりますし、このファンドに関しては、やはり口蹄疫というのは、川南町だけの問題ではございませんし、あえて町外の業者を選ぶこともしていません。結果としてそうなったことは事実かもしれませんが、それに対する考えも変わっておりません。あえていうなら、原則論で申すなら良質な工事が安価に提供できると、それが適正に保障されるというのが、前提でございます。すべての業者を排除できるということは、現在のところ考えておりません。

○議長(山下 壽君) 他に質疑ありませんか。

○議員(河野 幸夫君) 川南町屋根付多目的運動場の利用方法ですね。先ほどの説明の

中では、テニスとかフットサルということだったんですけど、これだけでっすかね。

○議長(山下 壽君) 河野議員、これは契約についてなんですよね。今日の議題は。だから、契約のことについて、何か問題があれば、そのことについて質疑していただかないと。利用方法のことになると、それは予算の時のことになりますので。

○議員(河野 幸夫君) わかりました。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山下 壽君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、議案第31号「平成24年度川南町屋根付多目的運動場建築主体工事請負契約の締結について」討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第31号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに「御異議ありませんか。」

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

従って、議案第31号「平成24年度川南町屋根付多目的運動場建築主体工事請負契約の締結について」は、原案通り可決されました。

○議長(山下 壽君) 日程第6「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに「御異議ありませんか。」

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成24年・第3回川南町臨時議会を閉会します。お疲れ様でした。

午前10時15分閉会